

# 親元就農応援事業のご案内

地域の中核的な農業経営体における円滑な経営継承を促進するため、経営継承準備段階における経営基盤の強化に必要な農業用機械の導入・施設整備等を支援します

## 補助対象となる方

後継者（三親等以内の親族）への経営継承を予定する認定農業者等

※補助対象となる方は現在の経営主ですが、申請は、現在の経営主と後継者となる方が共同で行います。

## 補助対象経費

経営継承に向けた経営基盤の強化に必要な農業用機械の導入や施設の整備に要する経費

※経営継承に向けた経営基盤の強化に資すると認められるものが対象です。

## 補助率・補助上限額

- ・ 補助率 3 / 10 以内
- ・ 補助上限額 150 万円以内（事業費総額の 20 % 以上の融資を受ける場合は 180 万円以内）  
※補助対象経費の総額が 50 万円を超える取組が対象です。  
※単価が 10 万円未満のものは対象外です。

## 主な要件

### ➤ 現在の経営主に関する要件

- ・ 認定農業者又は市町村が認定農業者に準じる者と認める者であること  
（事業実施年度内に認定見込みの場合を含む）
- ・ 地域計画の目標地図に位置付けられていること  
（現在の経営主又は後継者となる方のいずれかが位置付けられていれば可）
- ・ 青色申告を行っていること  
（事業実施年度中に移行予定の場合を含む）
- ・ 後継者となる方と家族経営協定を締結していること  
（事業実施年度中に締結見込みの場合を含む）
- ・ 法人経営体でないこと

### ➤ 後継者となる方に関する要件

- ・ 地域計画の目標地図に位置付けられていること  
（現在の経営主又は後継者となる方のいずれかが位置付けられていれば可）
- ・ 現在の経営主の農業経営に従事してから 5 年以内であること
- ・ 現在の経営主の農業経営に従事してから 10 年以内に、50 歳未満で経営を継承すること
- ・ 国の経営開始資金、経営開始支援資金、経営発展支援事業、世代交代・初期投資促進事業、経営継承・発展等支援事業の交付を受けておらず、今後受ける見込みがないこと

### ➤ 経営継承に向けた計画等の要件

- ・ 後継者となる方が現在の経営主の農業経営への従事を開始してから 10 年以内に 50 歳未満で経営を継承する内容を定めた「経営継承計画」を作成すること
- ・ 事業実施年度の 5 年後までに、所得額、売上高又は経営規模のいずれかを 10 % 以上増加させる目標を定めた「経営発展計画」を作成すること

## 募集期間

### 随時募集 毎月15日締切（京都府経営支援・担い手育成課への締切）

※15日が土日祝の場合は、直前の平日を締切とします。

※市町村への応募締切は、市町村によって異なります。応募をお考えの方は、お近くの農業改良普及センターへお問い合わせください。

## 手続きの流れ

### 1 事前相談

事業の活用を検討される場合は、お近くの農業改良普及センターへご相談ください。

### 2 応募（要望調査）

募集期間中に、市町村を通じて応募してください。

### 3 計画の作成・申請

現在の経営主と後継者となる方が共同で、事業実施計画書、経営継承計画、経営発展計画等を作成し、申請します。

### 4 事業の実施

申請内容が適当と認められ、交付決定を受けた後、機械の導入や施設の整備を行います。

※交付決定前に実施した取組は、原則、補助対象外です。

### 5 実績報告

事業完了後、実績報告書を提出します。

### 6 事業実施後の報告

事業実施後は、経営継承計画・経営発展計画の実施状況について、毎年報告が必要です。

また、現在の経営主から後継者となる方へ経営継承を行った時にも報告が必要です。

## お問い合わせ先

事業の詳細、計画作成などに関するご相談は、お近くの農業改良普及センターへ

| 地 域                             | お問い合わせ先                            |
|---------------------------------|------------------------------------|
| 京都市・向日市・長岡京市・大山崎町               | 京都府京都乙訓農業改良普及センター（電話：075-315-2906） |
| 宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市・久御山町・井手町・宇治田原町 | 京都府山城北農業改良普及センター（電話：0774-62-8686）  |
| 木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村           | 京都府山城南農業改良普及センター（電話：0774-72-0237）  |
| 亀岡市・南丹市・京丹波町                    | 京都府南丹農業改良普及センター（電話：0771-62-0665）   |
| 舞鶴市・綾部市                         | 京都府中丹東農業改良普及センター（電話：0773-42-2255）  |
| 福知山市                            | 京都府中丹西農業改良普及センター（電話：0773-22-4901）  |
| 宮津市・京丹後市・伊根町・与謝野町               | 京都府丹後農業改良普及センター（電話：0772-62-4308）   |